

## 鎌ヶ谷市物品購入等競争入札参加資格基準

(目的)

**第1条** この基準は鎌ヶ谷市の発注する物品の購入、製造請負、修繕又は改造、物品の売り払い、その他鎌ヶ谷市建設工事等競争入札参加資格審査基準（昭和57年鎌ヶ谷市訓令第12号）第1条に定める業務を除くもの（以下「物品購入等」という。）に関して、一般競争（指名競争）入札及び随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に必要な資格の審査について法令、その他に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(資格審査申請書等)

**第2条** 市長は、物品購入等の売買を希望する者に対し、別に定める時期、方法等により競争入札（見積）参加資格審査申請書（別記様式。以下「資格審査申請書」という。）に別に定める審査に必要と認める書類を添付させ提出させるものとする。

2 前条に定める期日後においても、市長が特に必要と認めた場合においては、これを提出させることができる。

(資格審査)

**第3条** 資格審査は第2条の規定により資格審査申請書を提出した者について参加資格の適格性を審査する。

2 次の各号に掲げる者は、不適格者として競争入札等に参加させないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項に該当する者
- (2) 施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 資格審査申請書若しくは、添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(有資格者の名簿)

**第4条** 前条の規定により等級の格付を決定したときは、物品購入等競争入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）を作成する。

2 有資格者名簿は公表しないものとする。

3 有資格者名簿の有効期間は、2会計年度とし、次の有資格者名簿が作成されるまでの期間とする。

（資格の特例）

**第5条** 市長は、物品の性質又は特殊性により有資格者以外の者から物品購入等をする必要があるときは、その都度、有資格者を決定し、競争入札等に参加させることができる。

（資格の承継）

**第6条** 市長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第2項第1号から第4号までに掲げる者を除き、書類審査のうえ承継人にその資格を承継させることができる。

(1) 相続によりその営業を承継したとき

(2) 個人営業者が会社を設立し、現にその任にあるとき

(3) 合併により解散した会社の取締役又は社員が合併後存続する会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき

(4) 会社が組織を変更し、他の種類の会社になったとき

(5) 会社が営業の一部又は全部を分離して新たに会社を設立させ、その営業を譲渡したとき

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき

2 前項各号に該当する承継人は、営業の承継を立証するため次の表に掲げる書類を提出しなければならない。

提出書類	第1号 の場合	第2号 の場合	第3号 の場合	第4号 の場合	第5号 の場合	第6号 の場合
経緯書	○	○	○	○	○	市長が必要と 認める書類
登記簿謄本	○	○	○	○	○	

	(法人の場合)				(譲渡人・被譲渡人双方に係るもの)
定款	○ (同上)	○	○	○	○ (同上)
株主総会又は社員総会の決議書			○	○ (有限・株式会社の場合)	○
契約書			合併契約書		譲渡契約書 (又は譲渡証明書)
その他			公正取引委員会への届出書		公正取引委員会への届出書

(変更等の届出)

**第7条** 市長は、有資格者が第2条の規定により資格審査申請書を提出した後において、競争入札参加資格の辞退及び資格審査申請書類に記載した事項について変更があった場合は、直ちに、その旨を届け出させるものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和57年12月25日から施行する。

(鎌ヶ谷市物品供給等競争入札参加資格審査基準の廃止)

2 鎌ヶ谷市物品供給等競争入札参加資格審査基準

(昭和57年鎌ヶ谷市訓令第1号。以下「旧訓令」という。)は、廃止する。

(鎌ヶ谷市建設工事等競争入札参加資格審査基準の一部改正)

3 鎌ヶ谷市建設工事等競争入札参加資格審査基準（昭和 57 年鎌ヶ谷市訓令第 12 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（経過措置）

4 旧訓令の規定により登録を受けた者については、旧訓令は、なお、その効力を有する。

**附 則**（平成 12 年 2 月 8 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 16 年 1 月 13 日訓令第 1 号）

この訓令は、令達の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

**別表** 削除